

広報 きたづら

北浦村の人口

46年5月末日
(単位・戸、人)
世帯数 2,293(3)
総人口数 10,873(8)
男 5,275(4)
女 5,598(4)
△印は減少

第139号 (発行日) 昭和46年6月25日 (発行人) 北浦村長 勢司 治雄 (印刷所) さんゆう社印刷

村体育大会開く

村体育協会主催、村青年団、津澄地区4Hクラブの協力で第1回村総合体育大会が6月20日、北浦中で開催されました。総合的な体育大会は本村では最初の試みて、一般社会人にスポーツの場を提供し、社会体育の振興を図ろうとするものです。今後は全体的なスケールでの開催がまたれます。



▲女子バレー

開 会 式▶

▼百メートル決勝



大会は陸上競技、バレーボールに百人の青少年が参加し、熱戦かくりひろげられた。総合優勝は役場、2位は武田青年、3位は要青年で、陸上は武田青年、バレーボールは要青年が優勝。入賞者、入賞チームは7月4日玉造町で開催される郡大会へ参加します。

成功させよう



49年茨城国体



▲…一筆調査を実施している係員…

北浦村の国土調査法による「地籍調査」は、昭和四十年に着手し吉川・繁昌・中根・南高岡・北高岡・小幡・行戸地区が終了しました。

今年、小貫南部地区を実施することになりましたので、地区内に土地を所有している皆さんの協力をお願いします。(注・小貫南部地区とは、東西に走る県道、汲上玉造線より南側の地区です)

国土調査のお知らせ 小貫南部地区4平方キロメートル

◎皆さんにお願いする仕事

(1) 標札を説明会の席上で配られる「標札」を田・畑・山林・原野・宅地・墓地など一筆一筆をたてます。標札には「字・地番・地目・面積・所有者」が記入してありますから、必ず現況とあわせてたてることが大切です。

◎現地作業の予定

仕事の種類	実施する者	期 間
(1) 基準点測量作業	測量会社	7月15日より
(2) 部落の説明会	小貫小学校	7月下旬
(3) 標札と筆界杭の打ち作業	土地所有者	8月1日より
(4) 一筆地調査	協力員 役場係員	8月1日より
(5) 細部測量	測量会社	9月1日より

(2) 筆界杭うち

自分の土地の一筆ごとの境界に杭を打ち込みます。四角の土地なら四本の杭で済みますが、曲りの多い土地はたくさん杭が必要です。なるべくしっかりした杭を使いましょう。また隣の所有者の立合いは、必ず求めて杭うちすること大切です。後で争いのおこらないために。

◎道路の調査もします

県道・村道・農道・河川・水路・堤防なども調査します。台帳と照合して、せまい所は復元して杭を打ちます。

以上のことは、直接にみなさん方のご協力をお願いする仕事のあらましです。くわしくは、部落説明会にお知らせしますから一戸一名は必ず出席してください。

造林補助の お知らせ

本年度中(昭和四十六年四月一日より昭和四十七年三月三十一日の期間内)に造林しようとする場合、または造林した場合は、補助金の対象となりますので、次の要領で至急役場産業課までおいで下さい。

④ 拡大林

広葉樹の伐採後に針葉樹植栽、針葉樹の伐採後に針葉樹植栽



土木工事に機動力 ドーザシヨベルを購入

- ▷…役場建設課では、6月15日道路工事に用いた…▷
- ▷…ドーザシヨベルを購入いたしました。…▷
- ▷…購入した機械は、小松D50-15、機関出…▷
- ▷…力90馬力の中型ドーザシヨベルで価格は…▷
- ▷…535万円。一昨年購入したブルドーザ…▷
- ▷…とあわせて、さつそく中根地内線の工事…▷
- ▷…現場で試運転の後、現場において活躍し…▷
- ▷…ています。…▷

5.15.25日は税の相談日

六月議会開く 村税条例などを可決

六月十八日、役場会議室で第二回定例村議会が開かれた。議案・報告を可決・承認した。

▼四十五年度予算の繰越について

昭和四十五年度事業である小幡行戸線・根本山線の舗装工事は、起債の決定が遅れたのににより、入札、工事開始が三月末になつたので、昭和四十六年度に工事を続行し、工事費を昭和四十六年度に使用する議会の承認を求めるものです。

▼村税条例一部改正について

これは地方税法の改正にともなう村条例の改正ですが、その内容は次のとおりです。

障害者・老令者・かみなどに免除されている村民税個人分の範囲を、現行の三十二万円から三十五万円に引き上げる。

なお、村税条例にはうたわれませんが、地方税法の改正によって村民税個人分の基礎控除額を十三万円から十四万円へ、配偶者控除額を八万円から十万円へ引き上げるなどの措置がとられましたから、これは直接村民のみなさんに適用されることになります。

▼村国民健康保険税条例改正について

これは住民登録法の廃止、窓口各種証明申請事務の統一化にともない、印かん条例内容整備のための改正であります。

▼四十六年度一般会計の補正について

歳入歳出にそれぞれ二百六十万円を追加し、歳入歳出それぞれ四億四千六百三十一万一千円とします。

歳入のおもなものは、成田部落で事業を実施することに決まっ

▼村印かん条例の改正について

これは住民登録法の廃止、窓口各種証明申請事務の統一化にともない、印かん条例内容整備のための改正であります。

五月の議会

五月二十六日、第三回臨時村議会が役場会議室で開かれ、四月二十五日、村長選挙と同時に開かれた村議補欠選挙で選出された内田泰山・額賀実両議員の議席の指定、常任委員会の所属決定が行なわれた。

・原 正衛 総務委員より建設委員会に、内田泰山 産業経済委員(13番)・額賀実 総務委員(23番)続いて報告、議案等の審議が行なわれ原案どおり可決した。あらまは次のとおり。

▼専決処分報告について

昭和四十五年度一般会計の補正についての専決処分で、預金利子、基金利子等の補正でありま

▼県民交通災害組合の規約変更について

市制、町制施行による変更。

▼土地改良施行について

第一次農免道路(既改良分四千五百七十七)を四十六・七年の二ヶ年事業により舗装に対する承認で工費は約二千百万が見込まれています。

▼四十六年度一般会計の補正について

村交通安全母の会補助金五万円、公民館の電話機代十二万七千円など、歳入歳出それぞれ四十六万六千円を追加し、歳入歳出それぞれ四億四千三百七十七万六千円とします。

▼農業委員の推せんについて

議会推せん農業委員を四名とし、小貫の本沢治さん(五一)を推せん決定しました。

自動車重量税が創設

道路その他社会資本を整備充実するために、自動車重量税が創設されました。

▽道路運送車両法第五章の規定による、いわゆる車検を受ける自動車および同法の規定による使用の届出をする軽自動車に課税物件となり、車検を受ける人、および新車の軽自動車の届出する人が納税義務者となります。

▽税金は車検や届出のさい原則として印紙で納付します。

▽この自動車重量税は、昭和四十六年十二月一日から施行されます。

△税率は自動車の重量に応じて定められています。

家族みんなで加入しましょう 茨城県民交通災害共済に

村民のみなさん、県民交通災害共済に加入しましたか、いつ、どこで、だれが交通事故にあうかわかりません。万一にそなえて加入しましょう。

……… 制度のあらまし ………

※共済掛金…… 1年360円・中学生以下…300円
※共済期間…… 申し込んだ日の翌日から一年間
※申込受付…… 北浦村役場住民課窓口まで

※共済見舞金

災 害 区 分	見舞金額
① 死亡した場合	500.000円
② 全治6カ月以上の傷害を受けた場合	100.000円
③ " 3カ月以上 "	50.000円
④ " 1カ月以上 "	20.000円
⑤ " 1週間以上 "	5.000円
⑥ " 1週間未満 "	2.000円
身 障 見 舞 金 (1級・2級身体障害)	100.000円

第九回身障者スポーツ大会

本村よりも二十八人が参加し、十人の選手を各競技に送り
ました。特に百メートルで原与雄さん、砲丸投で久米行孝さ
んが金メダル（第一位）、砲丸投で阿須間利政さん、走
り跳で関新一さんが銀メダル（第二位）、百メートルで大野
子之松さんが銅メダル（第三位）を獲得しました。

身体障害者の方々が自分の障害を克服して各種競技に
明るく堂々と熱中しているようすは、目の前にしてかっ
て経験のない感激をおぼえました。



走り巾とびの競技風景▷



あなただって年齢をとります
月々450円で老後はどう安心
国民年金
家計簿に国民年金 ママの智恵

傍聴について

裁判所

みなさんは、なにかの機会に法廷で裁判が行なわれているのを傍聴したことがありませんか。憲法八十二条に「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う」とあり、まずように、裁判所で行なわれるところや、判決をくだすところは特別の場合のほか、いつでも、公開で行なうことになっているので、すなわち、どこかの裁判所の法廷にも傍聴席というものを用意してあり、席のあるかぎり、だれでも裁判を傍聴することができるのです。

なぜ裁判は公開しなければなら
ないのでしょうか。それは裁判が
国民の見ているまえて、公正に
行われるようにするためなんです
だれの目にも、触れない秘密の
場所で裁判がこっそり行なわれ
たとしたらどうでしょう。たとえ
その裁判が公正に行なわれ、判
決が正しかったとしても、だれ
もが、そのような裁判のあり方
に疑問をもつことでしょう。

しかし、公開の法廷は裁判所が冷静に当事者の主張に耳を傾け、証拠にもとづいて、事件の真相を誤りなく判断するための審理の場でありますから、法廷の秩序と品位をそこなうような行状の許されないのは当然のことです。

法延に入るまえに裁判所傍聴規則を読んで裁判を傍聴してほしい

と思います。

裁判を傍聴するみなさんは、裁判が公開されることの意味や正しい法廷のあり方を十分理解され、裁判所の指示を守って静かに裁判の成り行きを見守っていただきたいと思います。

社会を明るくする運動の

展開について

私たちの社会から犯罪や非行をなくして明るい住みよい社会を築くため、七月を「社会を明るくする運動」強調週間として運動目標を「青少年の非行防止と住民の参加」において、全県下にわたって展開されることになりました。

最近の急速な経済社会の發展は豊かな田園の生活にも影響を与へるとすれば消費生活を追求するあまり、人びとの生活意識のなかに個人中心の考え方が浸透して、社会的連帶感がしだいにきへく化してゆく傾向にあるように思われます。

皆さんの次代になう青少年を健全に育成すると、時にその非行を防ぐことは、だれもが願うところではありますが、そのために、一部関係者にまかせておくだけでなく、それぞれの町や村の皆さんが中心となって青少年の非行防止と非行に陥った者の更生に愛の手をさしのべ、希望に満ちた青少年をばぐくむ明るい地域社会を築くうではありませんか。

社会を明るくする運動

北浦村実施委員会
麻生地区保護司会